

広報よりい、町公式ホームページ、寄居駅自由通路で お店や企業、商品をPRしませんか？

町では、自主財源の確保と地域産業の振興を図るため、「広報よりい」、「町公式ホームページ」など、次の媒体に有料広告を掲載・掲示しています。今回、下記のとおり広告主を募集します。

なお、掲載等ができない広告、業種等がありますので、詳細については、ホームページで確認するか、担当課へお問い合わせください。

■募集期間／12月15日(木)～平成29年1月16日(月)

■申込方法／有料広告掲載申込書に必要事項を記入のうえ、広告原稿を添えて、お申し込みください。

※媒体によって提出書類が異なりますので、ご注意ください。



町公式 ホームページ (バナー広告)

町公式ホームページのトップページに掲載するバナー広告の広告主を募集します。

ホームページは世界中から閲覧可能です。お店や企業を世界へPRしてみませんか。

掲載位置に空きがある場合は、随時申し込みを受け付けます。

掲載位置	トップページ(位置は町が決定します)
規格	縦60ピクセル×横120ピクセル、4キロバイト以内、GIF形式
募集枠	5枠
掲載期間	1カ月単位
掲載料	10,000円／ひと月の1枠
月間アクセス数	約26,800件

問い合わせ・申し込み／総務課(☎ 581-2121内線314)へ。

広報 よりい

町では「広報よりい」を毎月1日に発行し、町内の各世帯にお届けしています。

また、男衾・用土両連絡所でも配布しており、地域に密着した広告媒体となっていますので、高い広告の効果が期待できます。

同一の広告募集枠に複数の申し込みがあった場合は抽選になります。また、1号における広告の掲載枠数は、1事業所につき1枠としますが、掲載希望者が広告枠数に満たないときは、複数枠に掲載することができます。

掲載位置	表紙・裏表紙以外のページで、位置は町が決定します。
規格	縦48mm×横89mm 2色刷り(色指定不可)
募集枠	1号につき4枠
掲載料	10,000円／1号の1枠
月間発行部数	約13,000部

問い合わせ・申し込み／総務課(☎ 581-2121内線314)へ。

水道使用水量の お知らせ (検針票)

水道メーターの検針時にお配りしている検針票の裏面に有料広告を掲載します。

検針票は2カ月に1回、年間6回各家庭に配られますので、高い広告の効果が期待できます。

掲載位置	裏面を上下に2分割し、配置は町が決定します。
規格	1枚 縦80mm×横70mm 単色(青色)
募集枠	1枠
掲載期間	1年間
掲載料	80,000円／1枠
年間配布枚数	約85,000枚

問い合わせ・申し込み／上下水道課(☎ 581-2121内線261・262)へ。

寄居駅 自由通路 (広告掲示スペース)

寄居駅自由通路の広告スペースに掲載するポスター、横断幕等の広告主を募集します。お店や企業、商品のPRにぜひご活用ください。寄居駅は鉄道3線が乗り入れており、高い広告の効果が期待できます(乗客約4,000人/日)。問い合わせ・申し込み／都市計画課(☎ 581-2121内線241・242)へ。

種類	規格	募集枠	使用料	備考
掲示板 ポスター、 横断幕等	縦1080mm×横740mm 以内(Aタイプ)	6枠	5,000円／ ひと月の1枠	B 1 サイズ
	縦1080mm×横740mm 以内(Bタイプ)	4枠		B 1 サイズ 連続2枠使用可
	縦580mm×横950mm 以内(Cタイプ)	6枠		A 1 サイズ 連続3枠使用可
	縦830mm×横950mm 以内(Dタイプ)	3枠		B 1 サイズ 連続3枠使用可
展示 ケース 等	縦830mm×横650mm 以内(Eタイプ)	2枠	連続2枠使用可	A 1 サイズ
	幅350mm×奥行380mm ×高さ300mm以内 (Fタイプ)	6枠		

農地の貸借制度をご利用ください！

農地を貸し借りするには、法律に定められた手続きが必要となります。『農業経営基盤強化促進法』による「農用地利用権設定等促進事業」を利用すれば『農地法』第3条の許可を得ることなく、農業利用のために農地を貸し借りすることができます。

制度の特徴

- 耕作面積が50アールに満たなくても、農地を借りることができます。
- 貸借期間が終了すれば、離作料等を支払うことなく農地が返還されるので、安心して貸すことができます(手続きをすれば継続して貸すことも可能)。
- 『農地法』第3条よりも手続きが容易です。

手続き方法

農用地利用権設定等申出書を農林課へ提出

(毎月10日が提出締切)

※貸す人・借りる人の状況によって、この他にも提出書類が必要になる場合があります。

この制度を利用しました！

石田駿介さん(上の町)は、町内で新規就農したいと農地を探していましたところ、農業委員からの紹介で、男衾に約30アールの農地を借りることができました。



石田さんは「この制度を利用したので、大きな面積からでなくても農業経営をスタートすることができました。今後、徐々に規模を拡大していきたいと思います」と抱負を語ってくれました。

問い合わせ／農林課(☎ 581-2121内線407)へ。

イノシシの被害が増加しています



近頃、イノシシの目撃情報や被害連絡が多く寄せられています。被害を増やさないため、イノシシへの対策や対応をお知らせします。

イノシシはどのような動物？

一般的な大きさは、体長1m～1.5m、体重は70kg～100kgですが、大きな個体では体重200kgに達するものもいます。雑食性で、タケノコ・サツマイモなどの野菜類、栗などの木の実からミミズ・カエルといった小動物も食べます。時速45km～50kmで走ることもでき、ジャンプ力もあります。鼻で持ち上げる力が非常に強く、簡単に土を掘り起こします。



イノシシによる被害

畠の農作物や果物の被害、さらには土中にいるミミズを食べるために、土を掘り起こして畠や庭先を荒らします。

栗林を荒らした跡▶

イノシシの出没を減らすために

○伸びた草木がそのまま放置されている農地や山林は、イノシシの絶好の隠れ場所となります。そのような場所を少なくすることが、イノシシの出没を減らす一歩となるでしょう。

農作物を守るために

農作物被害を防ぐ方法として、電気柵が効果的といわれています。誰でも手軽に設置でき、安全に使用できます。農林課では、電気柵の無料貸し出しや購入に対する補助金もありますので、ぜひご活用ください。

イノシシに遭遇した場合の対応

イノシシを刺激しないことが大切です。大声を出したり、石を投げたりすると、イノシシが興奮し、襲ってくる可能性があります。興奮しているときは、牙を鳴らす音がする、毛を逆立て地面をひっかく、といった特徴がありますので注意が必要です。

また、慌てて走り出すとイノシシを興奮させてしまします。落ち着いて、目をそらさず、後ずさりして少しづつ距離をとり立ち去ってください。

問い合わせ(☎ 581-2121)

農林課(内線402)
生活環境エコタウン課(内線223)